

公益社団法人大日本農会奨学金貸与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本の農業・農村の中核的担い手あるいは農業分野の指導的役割を担うことを目指す優秀な若者に対し、その一層の励みとなるよう、勉学に必要な学費相当額を大日本農会として貸与（以下、「奨学金」という。）するのに必要な事項を定める。

(貸与の対象)

第2条 貸与の対象は、大日本農会会長（以下、「会長」という。）が指定する者（以下、「推薦者」という。）から推薦があった者とする。

(貸与の要件)

第3条 貸与の要件は、奨学金を受けることを希望する学生のうち、次のとおりとする。

- ① 推薦時において、原則として、卒業後概ね3年以内に就農することを前提としていること。
- ② 成績の総合評価が優秀と認められること。

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、当該年度1年間とする。ただし、継続することを妨げない。

(貸与の額)

第5条 貸与の額は、授業料の額等を勘案して定めるものとする。

(奨学生の決定)

第6条 推薦者は、学生の申請に基づき推薦する者を決定の上、推薦状を会長に提出するものとする。

- 2 第一項の推薦があった場合において、会長は奨学金を貸与する者（以下、「奨学生」という。）を奨学生審査会議の議を経てすみやかに決定し、推薦者に通知するとともに、直近の理事会に報告するものとする。

(奨学金の返還・免除・猶予)

第7条 奨学金の返還は、奨学生の卒業後3年以内に、貸与を受けた総額（無利子とする。）を一括して行うものとする。

2 特別の事情がある場合には、奨学金の返還を免除または猶予することができる。

(その他)

第8条 本規程に定めるほか、運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成23年 7月 1日の設立登記の日から施行する。

(平成23年 6月24日付け 23日農発第68号)